三　［略］
四　バッチ式の遠心分離機であって、容量が四リットル以上のローターを有するもの
五～十　［略］

第五条　検査法施行令別表の四の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］
五　推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品
イ～チ　［略］
リ　液体推進薬用のタンクであって、次のいずれかに該当するものに使用するように設計したもの
（一）　第十一号に該当する推進薬又はその原料となる物質
（二）　［略］
ヌ　［略］
六　非破壊検査装置であって、その内部の寸法が一メートル以上のもの
七　［略］
八　サーボ弁又は推進薬の制御装置用のポンプであって、次のいずれかに該当するもの
イ　次の（一）及び（二）に該当するもののうち、（三）又は（四）のいずれかに該当するもの
（一）　液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置に使用するように設計したもの
（二）　周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの
（三）　絶対圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上の状態において一分につき〇・〇二四立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であって、アクチュエータの応答時間が一〇〇ミリ秒未満のもの
（四）　ポンプであって、軸の回転数が一分につき八、〇〇〇回転以上のもの又は吐出し圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上のもの
ロ　ターボポンプ（液体ロケット又はハイブリッドロケットの推進装置用のものに限る。）
［削る］
［削る］
［削る］
十　［略］
十一　推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの
イ～キ　［略］

三　［略］
［新設］
四～九　［略］

第五条　検査法施行令別表の四の項の外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～四　［略］
五　推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品
イ～チ　［略］
リ　液体推進薬用のタンクであって、次のいずれかに該当するものに使用するように設計したもの
（一）　第十号に該当する推進薬又はその原料となる物質
（二）　［略］
ヌ　［略］
六　［略］
［新設］
七　［略］
八　サーボ弁又は推進薬の制御装置用のポンプであって、次のイ及びロに該当するもののうち、ハ又はニのいずれかに該当するもの
イ　液体状又はスラリー状の推進薬の制御装置に使用するように設計したもの
［新設］
［新設］
［新設］
［新設］
ロ　周波数範囲が二〇ヘルツ以上二、〇〇〇ヘルツ以下で、かつ、加速度の実効値が九八メートル毎秒毎秒を超える振動に耐えることができるように設計したもの
ハ　絶対圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上の状態において一分につき〇・〇二四立方メートル以上流すことができるように設計したサーボ弁であって、アクチュエータの応答時間が一〇〇ミリ秒未満のもの
ニ　ポンプであって、軸の回転数が一分につき八、〇〇〇回転以上のもの又は吐出し圧力が七、〇〇〇キロパスカル以上のもの
九　［略］
十　推進薬又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの
イ～キ　［略］